

提案理由（議案第６８号～議案第７４号）

提案の理由を申し上げます。

議案第６８号から第７４号までの令和６年度各会計決算については、地方自治法第２３３条第２項及び地方公営企業法第３０条第２項の規定に基づき、監査委員の審査を受け、地方自治法第２３３条第３項及び地方公営企業法第３０条第４項の規定に基づき提案し、認定を求めるものです。

各会計の令和６年度の歳入歳出決算について申し上げます。

議案第６８号の一般会計は、歳入３９４億３，９２８万９千円、歳出３６７億１，３５６万５千円です。

歳入について、市税は１．３％の減となりましたが、定額減税減収補てん特例交付金を加えると１．５％の増となりました。そのほか、地方交付税、国庫支出金、県支出金、寄附金、市債等は増額となりましたが、歳入全体では繰入金が大きく減額となったことなどから２％の減となりました。

歳出については、民生費、土木費、教育費などで増額となりましたが、総務費が大きく減額となり、歳出全体では、１．１％の減となりました。

特別会計については、議案第６９号の国民健康保険特別会計が、歳入５３億３，９６６万４千円、歳出５３億１，２１７万３千円、議案第７０号の後期高齢者医療特別会計が、歳入１０億８，２５５万６千円、歳出１０億７，７７０万９千円、議案第７１号の介護保険特別会計が、歳入４２億１，１５２万７千円、歳出４１億５４４万８千円です。

企業会計の議案第７２号の水道事業会計は、収益的収入及び支出で、収入１６億５，２０３万３千円、支出１３億９，２８９万円、資本的収入及び支出で、収入２，７９８万１千円、支出５億２，８２８万３千円です。議案第７３号の公共下水道事業会計は、収益的収入及び支出で、収入２４億７，０３７万３千円、支出２１億６，７１６万７千円、資本的収入及び支出で、収入６億１，１５２万４千円、支出１２億１，３８７万８千円、議案第７４号の農業集落排水事業会計は、収益的収入及び支出で、収入４，１４８万２千円、支出３，６５９万４千円、資本的収入及び支出で、収入１，７４３万１千円、支出１，７４３万１千円です。内容につきましては、決算報告書に詳細を記載してありますので、よろしく御審議の上、認定のほどお願いいたします。

議 案	頁 数
６８号～７４号	１